88845	栗田　豊	29.11. 5	死亡
95802	野上　和夫	29. 9.30	業務廃止
96337	木村　順子	29.10.30	〃
96939	山下　昌之	29.11.19	死亡
101873	長倉　史明	29.10.31	業務廃止
108006	長谷川浩史	29.10.31	〃
111194	酒井　瑞穂	29. 3.31	〃
111607	中井　孝治	29.11.15	〃
112195	藤波　泰介	29.10.31	〃
120153	中木　新	29. 9.30	〃
125420	島村　茂	29.11.24	〃
126050	中井　修一	29.10.31	〃
127506	森田　哲也	29. 9.30	〃
129698	大木　康裕	29.11.15	〃
132005	日吾　享子	29.11.21	〃

公示送達

春日野美保氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成29年12月19日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成29年綱第511号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

日本弁護士連合会綱紀委員会平成29年綱第642号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成29年12月19日　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士豊田賢治会員（登録番号28990）に対してなした懲戒処分（戒告・平成27年７月３日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成28年７月15日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成29年７月25日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成29年11月６日、同裁判所において上告及び上告受理の申立てを却下する旨の決定がなされた。同決定が平成29年11月８日に確定したことにより、上記東京高等裁判所判決は平成29年８月９日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成29年12月19日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成29年12月19日　茨城県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　関　慶広、本籍地　茨城県

⑴　免許状の種類、授与権者、授与年月日

①　小学校教諭一種免許状、北海道教育委員会、平成２年３月15日

②　中学校教諭一種免許状（保健体育）、北海道教育委員会、平成２年３月15日

③　高等学校教諭一種免許状、(保健体育)、北海道教育委員会、平成２年３月15日

⑵　失効年月日　平成29年11月22日

⑶　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年12月19日　東京都教育委員会

1　失効した免許状

氏名、本籍地、免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、失効年月日

⑴　松本　和士、高知県、

ア　小学校教諭一種免許状、平25小１第98号、平成26年３月24日、高知県教育委員会

イ　中学校教諭一種免許状、数学、平25中１第185号、平成26年３月24日、高知県教育委員会

ウ　高等学校教諭一種免許状、数学、平25高１第267号、平成26年３月24日、高知県教育委員会

エ　失効年月日　平成29年10月31日

⑵　寺沢　友宏、東京都、

ア　幼稚園教諭一種免許状、平22幼１種第758号、平成23年３月31日、埼玉県教育委員会

イ　小学校教諭一種免許状、平22小１種第970号、平成23年３月31日、埼玉県教育委員会

ウ　小学校教諭専修免許状、平23小専修第44号、平成24年３月31日、埼玉県教育委員会

エ　失効年月日　平成29年10月31日

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

無縁墳墓等改葬公告

久部良バリ線外舗装整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成29年12月19日　沖縄県

1　墳墓等所在地　沖縄県与那国町字与那国4022番地１

1　墳墓等名称　久部良小学校北側墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

1　改葬を行おうとする者　与那国町役場まちづくり課土地改良整備班（電話0980―87―3580）

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

北海道檜戸郡月形町字知来乙二六二番地一八

合同会社タクト

清算人　藤原　省吾

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

札幌市中央区北四条西二六丁目四番七―二〇一号

有限会社幸学社

清算人　加藤　圭子

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十九年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

宮城県加美郡加美町字川原田一番地一

有限会社コスモスカンパニー

清算人　佐々木洋子

解散公告

当社は、平成二十九年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

福島県郡山市谷地本町八七番地

パサルトアウス株式会社

代表清算人　野崎　明弘

解散公告

当社は、平成二十九年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

栃木県宇都宮市東宝木町七番一三号

株式会社社宇佐美商会

代表清算人　福田　啓市

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

有限会社埼建サービス

清算人　矢島　幹美